

科学技術概論 (第11回)

科学技術基本法の概要

国立大学法人福島大学
理工学群共生システム理工学類
助教授 樋口 良之
<http://www.hi-higuchi.com/>

1. 科学技術基本法の成立までの動き

平成6年 与党内の科学技術検討の部会において、「科学技術基本法」の議員立法を目指した検討が始まる

与党内の科学技術検討の部会に、科学技術基本法小委員会の設置

基本法（第1次素案）がまとめられる。

一部の野党も協議に参加

平成7年 与党内に、科学技術基本法検討プロジェクトチームの設置

10月 プロジェクトチームが基本法案の国会提出を決定する。このとき、一部の野党の意見を織込む

与党政策調整会議及び院内総務会において法案提出の決定

一部の野党も法案提出の決定

与党と一部の野党により、「科学技術基本法案」を衆議院に提出

平成7年

10月 附帯決議が附され、衆議院科学技術
委員会で可決

衆議院本会議で可決

11月 参議院科学技術特別委員会で可決

参議院本会議で可決、成立

15日 科学技術基本法 公布、施行

2. 科学技術基本法 総則

(この法律の定めるところ)

科学技術の振興施策の基本事項を定める
これにより振興施策を総合的かつ計画的に推進

(目 的)

我が国における科学技術の水準の向上
我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上
世界の科学技術の進歩
人類社会の持続的な発展に貢献

主要国の研究費

項目	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス
	98年度	99年度	98年度	98年度	98年度
研究費総額	16.1	28.1	6.5	4.1	3.4
GDP比率	3.25	2.67	2.32	2.20	1.89
政府負担額	3.5	7.7	2.3	1.7	1.0
民間負担額	12.6	20.4	4.0	2.1	1.7
民間比率	78.0	72.5	62.0	50.9	54.3

単位は、金額：兆円、比率：%である。
80パーセント以上の比率で、
多くは自然科学に費やされている。

（科学技術の振興の方針）

科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、積極的に行われなければならない。

科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であり、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されなければならない。

一方で、人間の生活、社会及び自然との調和をはかるといったことに配慮が必要である。

（科学技術の振興の方針）

広範な分野において

- ・ 均衡のとれた研究開発能力の育成
- ・ 基礎、応用、開発研究の調和のとれた発展
- ・ 産学官の試験研究機関等の有機的な連携に配慮されなければならない。

また、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であり、調和のとれた発展になるよう留意する

米国での産学官連携の歴史

米国製造業の国際競争力の低下



1980年代 産学官連携・技術移転
スティーブソン・ワイドラー法、バイ・ドール法
中小企業技術革新法、商標明確化法
技術移転法、国家競争力技術移転法

1980年代後半

国家重要科学技術の設定の法定化

中、長期的な国家利益の確保(安全保障および持続的高度経済活動)に重要な科学技術を定めることを法定化

（国、地方公共団体の責務）

国は、総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

地方公共団体は、国の総合的施策に準じた施策および区域特性を活かした施策を策定し、実施する責務を有する。

（エネルギー基本法でも同様の表記が見られる。）

施策の実施にあたり、
基礎研究のもつ特質を十分理解し、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮する。

（大学等にかかわる施策における配慮）

国及び地方公共団体は、大学及び大学共同利用機関にかかわるものについては、大学等の研究活動の活性化を図るよう努める

- ・ 研究者等の自主性の尊重
- ・ その他の大学等の研究の特性に配慮しなければならない。

（法制上の措置等）

政府は、必要な法制、財政、金融などの措置を講じなければならない。

(情報公開)

政府は、毎年、国会に、科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出する。

3. 科学技術基本法 基本計画

政府は、「科学技術基本計画」を策定する。

- ・ 研究開発の推進に関する総合的な方針
- ・ 研究開発の環境の整備にかかわる施策
- ・ その他科学技術の振興に関し必要な事項

科学技術基本計画を策定するにあたり、科学技術会議での事前検討を必要とする。

科学技術の進展状況、施策効果などに応じて、適宜、科学技術基本計画は検討され、必要な時には、これを変更する。

総合科学技術会議

総合的・基本的な科学技術政策の企画立案と総合調整 科学技術基本計画の策定、ほか



総合科学技術会議

議事内容

各省庁の相互連携の強化

総合科学技術会議の議員（平成17年1月6日現在）

内閣総理大臣 小泉 純一郎

内閣官房長官 細田 博之

科学技術政策担当大臣 棚橋 泰文

総務大臣 麻生 太郎

財務大臣 谷垣 禎一

文部科学大臣 中山 成彬

経済産業大臣 中川 昭一

東北大学名誉教授 阿部 博之

慶應義塾大学客員教授 薬師寺 泰蔵

大阪大学客員教授 岸本 忠三

三菱重工（株）元代表取締役・常務取締役 柘植 綾夫

東京大学教授 黒田 玲子

早稲田大学理工学部教授 松本 和子

本田技研工業（株）取締役相談役 吉野 浩行

日本学術会議会長 黒川 清

政府は、科学技術基本計画を策定あるいは変更したときには、その要旨を公表する。

政府は、科学技術基本計画の実施に必要な資金を確保するために、国家予算に計上するなど、必要な措置を講ずるよう努める。

4. 科学技術基本法 研究開発の推進等

(多様な研究開発の均衡のとれた推進等)

広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずる。

一方、特に重要な分野の研究開発について、より推進するために、必要な施策を講ずる。

（研究者等の確保等）

国は、大学院教育研究の充実などの方法により、

- ・ 研究者等の確保と養成
- ・ 研究者等の資質の向上

- ・ 研究者等の適切な処遇の確保
- ・ 適切な研究者等の確保の実現

に必要な施策を講ずる。

科学技術立国に重要性に相応しいものとなる研究者等への対応を認識している。

主要国の研究者

(単位：万人)

項目	日本 (98)	アメリカ (95)	ドイツ (97)	フランス (97)	イギリス (96)
研究者総数	73.3	98.8	23.6	15.5	14.6
民間系	44.5	80.0	13.3	7.4	8.6
政府系	3.1	5.4	3.7	2.6	1.3
大学系	25.6	13.4	6.6	5.5	4.7
研究支援者 数/研究者	0.37	---	0.95	1.03	1.00

() 内数値は、対象データ入手年度である。

（研究施設等の整備等）

国は、研究開発を推進するために、

- ・ 研究開発機関の研究施設等の整備
- ・ 研究材料の円滑な供給など

支援機能の充実に必要な施策を講ずる。

（研究開発に係る情報化の促進）

国は、研究開発の効率的推進のために、

- ・ 科学技術に関する情報処理の高度化
- ・ データベースの充実
- ・ 研究開発機関等情報ネットワークの構築など

情報化促進に必要な施策を講ずる。

（研究開発に係る交流の促進）

国は、次のような施策を講ずる。

- ・ 研究者等の交流
- ・ 研究開発機関による共同研究開発
- ・ 研究開発機関の研究施設の相互利用
- ・ 研究開発交流は、研究者等の多様な知識の融合を図り、革新的分野の創造になりうる。

（研究開発に係る資金の効果的使用）

国は、研究開発の進捗に応じた資金の効果的配分等、必要な施策を講ずる。

（研究開発の成果の公開等）

国は、研究開発の成果の活用を図るため、

- ・ 研究開発の成果の公開
- ・ 研究開発に関する情報の提供など

それらの普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進に必要な施策を講ずる。

（民間の努力の助長）

国は、民間の自主的な努力を助長し、研究開発を促進するよう、必要な施策を講ずる。

主要国の研究費

項目	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス
	98年度	99年度	98年度	98年度	98年度
研究費総額	16.1	28.1	6.5	4.1	3.4
GDP比率	3.25	2.67	2.32	2.20	1.89
政府負担額	3.5	7.7	2.3	1.7	1.0
民間負担額	12.6	20.4	4.0	2.1	1.7
民間比率	78.0	72.5	62.0	50.9	54.3

単位は、金額：兆円、比率：％である。
80パーセント以上の比率で、
多くは自然科学に費やされている。

5. 国際的な交流等の推進

国は、国際的な科学技術活動を強力に展開し、日本の国際社会における役割を積極的に果たす。

国は、日本における科学技術の一層の進展に資するために、

- ・ 研究者等の国際的交流
 - ・ 国際的な共同研究開発
 - ・ 科学技術に関する情報の国際的流通など
- 必要な施策を講ずる。

国・公・私立大学、試験研究機関等807 機関における 国際研究交流の概況(平成15 年度)

外国から日本国内へ 31,922 人 増加傾向

アジア 15,611 人 欧州 8,018 人 北米 5,545 人

オセアニア 797 人 アフリカ 715 人 中南米 696 人

中東 456 人

日本国内から外国へ 112,322 人 基本的に増加傾向

欧州 39,546 人 北米 32,593 人 アジア 31,555 人

オセアニア 4,297 人 アフリカ 1,232 人

中南米 1,852 人 中東 969 人

6. 科学技術に関する学習の振興等

国は、国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるように配慮する。

国は、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興と科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる。

7. 附帯決議 政府の適切な措置

科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とする。政府の投資額の拡充について、施策と規模を具体的に示す。

研究者の意欲を引出すために、人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行い、柔軟かつ競争的な研究環境を整備する。

民間の研究開発について必要な事項を定め、促進できる施策を強化する。